

伊佐市農業委員会第1回総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月30日（火）午前9時02分から10時18分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (24人)

会 長 13 番委員

委 員

農業委員

- | | |
|-------|--------|
| 1 番委員 | 7 番委員 |
| 2 番委員 | 9 番委員 |
| 4 番委員 | 10 番委員 |
| 5 番委員 | 11 番委員 |
| 6 番委員 | 12 番委員 |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|---------|----------|
| 1 番推進委員 | 9 番推進委員 |
| 2 番推進委員 | 10 番推進委員 |
| 3 番推進委員 | 11 番推進委員 |
| 4 番推進委員 | 13 番推進委員 |
| 6 番推進委員 | 14 番推進委員 |
| 7 番推進委員 | 15 番推進委員 |
| 8 番推進委員 | |

4. 欠席委員 (2人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 5 番委員 6 番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「農地転用事業計画変更申請」に係る処分決定について

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第6号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長

農地振興係長

農地振興係書記

農地振興係書記

【開始時間 午前9時02分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和6年度 第1回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。
本日の出席人数は11名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

議長 皆様おはようございます。我々の任期も今年度が最後ということになります。また、9月頃に新しい農業委員、推進委員を募集されるということを知っておりますので、その時は是非応募していただきますようお願い申し上げます。それと、皆さんご存じのことと思いますが、4月から相続登記が義務化になっております。農家の方々から相談を受けた場合は、3年以内に相続登記をされなければならないとなっておりますので、皆様方に相談があった場合はご周知いただければありがたいと思います。

それとあと一つお知らせしたいことがあります。来年の3月までで基盤強化促進法による利用権設定がバンク法と統合されます。3月までは今まで通り基盤法で農地の貸し借りができますが、令和7年4月以降は中間管理機構を経由して貸し借りをを行うか、農地法第3条により行うかというふうになりますので相談があった場合は、今まで行っていた利用権は3月末で終了しますよと説明いただければと思います。

その後は、農地中間管理機構を経由するということになりますのでよろしく申し上げます。

本日の議事録署名委員を指名いたします。5番農業委員と6番農業委員をお願いいたします。皆様をお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後をお願いいたします。

只今より総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」、報告第2号「農地の利用目的変更」についての報告を求めます。

事務局 報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」につきまして、資料の1ページから5ページで農地法3条解約が1件、農業経営基盤強化促進法による解約が15件、うち中間管理機構経由解約が2件の計16件です。
報告第2号「農地の利用目的変更について」の整理番号1番につきまして、去る4月12日に事務局で現地調査を行いましたので報告いたします。

		番号1番の申請人 UTさんは、伊佐市大口篠原に居住され、年齢は72歳です。 申請地は、伊佐市大口篠原字屋敷田 679 番 10、地目は田、地積は 463 m²で、大口中央中学校から南西へ約 300mに位置しています。宅地が近く、近隣の道路は車の往来が激しいため、申請地の中でも農作業機械の出入りがしやすい位置に農作業機械置場 101 m²を造成するとのことでした。申請書類として、農地利用目的変更届及び農業用生産施設届、全部事項証明書、地籍図、配置図が添付されております。 以上のことから、本届出は適切であると思われまことを報告いたします。ご審議方よろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。) ————— 議案第1号 —————
議	長	なしということですので、只今から議案の審議に入ります。議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題とします。事務局の報告を求めます。
事 務 局		議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定の貸借についてご説明いたします。別紙 34 ページの総括表をご覧ください。 期間は1年から20年で面積は 539,504 m²で利用権を設定する者の数が 150 人、設定を受ける者の数は 84 人です。土地の詳細につきましては、資料 7 ページから 33 ページ番号 1 番から 150 番のとおりです。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。
議	長	事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

		(全員挙手)
議 長		賛成多数。よって議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。
		————— 議案第 2 号 —————
議 長		議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。審議に入る前に、議案に農地所有適格法人の案件がありますので事務局の報告を求めます。
事 務 局		議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち理番号 8 番の譲受人 M 合同会社についてご説明いたします。法人形態は合同会社であり、農地所有適格法人の法人形態要件を満たしております。事業は、農畜産物の生産と加工・販売、農作業の受託で、その売上高は過半を超えており、事業要件を満たしております。事業に従事する構成員の年間労働日数は 300 日で、かつ法人の社員総会における総議決権の過半数を超えており、構成員要件を満たしております。代表社員は農業及び関連事業に常時従事しており、役員要件を満たしております。経営状態は問題なく、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件の全てを農地所有適格法人として満たしていることを報告します。
議 長		それでは、整理番号 1 番から 8 番まで一括で報告をお願いします。ご意見、質問は、全ての報告終了後お願いいたします。整理番号 1 番について、12 番農業委員の報告を求めます。
1 2 番 農 業 委 員		議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 1 番につきまして、去る 4 月 21 日に現地調査を行いましたので、12 番が報告いたします。 申請人 NSさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は 38 歳です。 渡し人 MSさんは、伊佐市菱刈市山に居住され年齢は 80 歳です。 申請地は、伊佐市菱刈市山字舞之峯 2283 番、地目は畑、地積は 583 m²の所有移転売買になります。新規就農者です。 農業従事者は 2 名、通作距離は約 4 kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証

		明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしますして、私の報告を終わります。
議 長		整理番号 2 番について、2 番農業委員の報告を求めます。
2 番 農 業 委 員		議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 2 番につきまして、去る 4 月 23 日に現地調査を行いましたので、2 番が報告いたします。 申請人 NS さんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は 73 歳です。 渡し人 TB さんは、神奈川県川崎市高津区末長に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市菱刈南浦字岩戸 2596 番、地目は田、地積は 1,846 m²の所有移転売買になります。 農業従事者は 2 名、通作距離は約 1 km で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしますして、私の報告を終わります。
議 長		整理番号 3 番について、9 番農業委員の報告を求めます。
9 番 農 業 委 員		議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 3 番につきまして、去る 4 月 23 日に現地調査を行いましたので、9 番が報告いたします。 申請人 TE さんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は 28 歳です。 渡し人 IK さんは、伊佐市大口平出水に居住され、年齢は 66 歳です。 申請地は、伊佐市大口小木原字大丸 362 番 86、地目は畑、地積は 1,866 m²の所有移転売買になります。新規就農者であります。 農業従事者は 3 名で、通作距離は譲受人の自宅に隣接しており現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。 以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしますして、私の報告を終わります。
議 長		整理番号 4 番について、10 番農業委員の報告を求めます。

10番 農業委員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る4月25日に現地調査を行いましたので、10番が報告いたします。 申請人 NHさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は45歳です。 渡し人 UMさんは、福岡県福岡市東区千早に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市菱刈南浦字加治屋川221番1ほか1筆、地目は田が1筆と畑が1筆、地積は2筆合計で2,405㎡の所有権移転売買になります。 農業従事者は4名で、通作距離は約1kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、報告を終わります。
議長	整理番号5番について、7番農業委員の報告を求めます。
7番 農業委員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号5番につきまして、去る4月21日に現地調査を行いましたので、7番が報告いたします。 申請人 HUさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、年齢は66歳です。 渡し人 TUさんは、伊佐市大口青木に居住され、年齢は89歳です。 申請地は、伊佐市菱刈下手字飛田3074番で、地目は畑、地積は333㎡の所有権移転売買になります。 農業従事者は1名で、通作距離は自宅から約30mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議長	整理番号6番について、6番農業委員の報告を求めます。
6番 農業委員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号6番につきまして、去る4月19日に現地調査を行いましたので、6番が報告いたします。 申請人 HHさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、年齢は86歳です。 渡し人 MIさんは、鹿児島市星ヶ峯に居住される市外住民です。外1

		名は、愛知県在住の OS さんであります。 申請地は、伊佐市大口牛尾字岩ノ元 1247 番ほか 1 筆で、地目は田が 1 筆と畑が 1 筆、地積は 2 筆合計で 764 m²の所有権移転売買になります。 農業従事者は 5 名で、通作距離は自宅から約 1.5 km で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長		整理番号 7 番について、4 番農業委員の報告を求めます。
4 番 農 業 委 員		議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 7 番につきまして、去る 4 月 22 日に現地調査を行いましたので、4 番が報告いたします。 申請人 KT さんは、伊佐市大口上町に居住され、年齢は 45 歳です。 渡し人 II さんは、東京都青梅市師岡町に居住される市外住民です。 申請地は、大口大島字屋敷ノ下 1176 番 1 ほか 2 筆で、地目は全て田、地積は 3 筆合計で 1,769 m²の所有権移転売買になります。 農業従事者は 3 名で、通作距離は自宅から約 1 km で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長		整理番号 8 番について、11 番農業委員の報告を求めます。
1 1 番 農 業 委 員		議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 8 番につきまして、去る 4 月 23 日に現地調査を行いましたので、11 番が報告いたします。 申請人 M 合同会社は、伊佐市大口小木原に所在のある農地所有適格化法人です。 渡し人 IA さんは、鹿児島市南林寺町に居住される市外住民です 申請地は、伊佐市大口大田字稲荷ノ下 2304 番、地目は田、地積は 944 m²の所有権移転売買になります。 農業従事者は 4 名で、通作距離は自宅から約 2 km で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

		以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番から8番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号1番から8番については許可が決定いたしました。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数8件について、8件の許可が処分決定いたしました。 ————— 議案第3号 —————
議	長	議案第3号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について、整理番号1番について事務局の報告を求めます。
事 務 局		議案第3号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定についての、整理番号1番について、去る4月10日に事務局において調査しましたので報告いたします。まず、事業計画変更に至るまでの経緯を説明させていただきます。 本申請は、「資材置場及び駐車場」の造成を目的として、当初の申請者であるK有限会社が、平成7年6月28日付で農地法第5条許可を受けておりましたが、造成が完了した後も地目変更登記が完了しておらず、今回、変更後申請者であるK株式会社が申請地を譲受した際に発覚したため、当該事業を引き継ぐために転用事業計画変更申請及び農地法第5条許可申請が提出されました。それでは、事業計画変更申請の内容について説明させていただきます。 申請人は、霧島市国分敷根に所在するK株式会社です。 譲渡人は、南九州市川辺町下山田に所在するK有限会社です。 申請地は伊佐市菱刈川北字中牟田 4053 番ほか1筆であり、地目は全て田、地積は2筆合計で 1,485 m²です。

	転用目的は、当初の予定では「資材置場及び駐車場」となっておりましたが、変更後は駐車場としてのみ使用予定です。こちらの申請は、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の整理番号7番に対応しております。 調査の結果、本件の申請については許可相当であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議 長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。
7 番 農 業 委 員	この後、先ほど報告がありましたように議案第5号の7番で現地調査を行いました。確認したいのが、平成7年ということで30年近く前の申請が地目変更をされないままの状態で行われていたということについて、まず一つ、K有限会社に事務局から平成7年当時の許可資料が残っていたので変更をお願いしたということもあったようですが、K有限会社が許可に基づいて地目の変更を行っていれば5条申請は無かったわけで現地調査も必要なかったのではというのが一つ、それから平成7年の資料が残っているということは、申請すると2重にならないかということ、このことについて調査員で話し合いましたが、最終的には後ほど報告しますが、その辺についての事務局の見解を説明願います。
事 務 局	事務局の見解といたしましては、平成7年度に転用許可を受けているということで、K有限会社自身が地目変更をすべきではありますが、今回はK有限会社側のやむを得ない事情があり、どうしても対応ができないということでしたので、引き続き継承することになるK株式会社さんに事業計画そのものを継承する形で申請があったところです。手続き上は、問題はないと考えております。
7 番 農 業 委 員	当日はそういう結論になりましたが、こういう申請があった場合のフォロー、要するに地目変更とか申請の用途通りに転用がなされているかというフォローとか、あと、事務局で管理している台帳は、その申請があった場合は、農地から外れているのか、その辺を確認したいのですが。
事 務 局	農地につきましては、農地台帳において管理しております。今回の場合、履歴として残っておりまして、今回の申請受付となりました。地目が農地でありますことから、権利移動をする場合は農地法の適用を受けることから事務処理要領に基づき今回の手続きを取ったところです。転用許可後はフォローアップとして工事進捗状況報告書の提出をしてもらってお

		りますが、相当時間経過していることから今回の件についてはしておりませんでした。
議	長	他にございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号1番については処分決定いたしました。議案第3号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について、申請件数1件について、1件の許可が処分決定いたしました。 ————— 議案第4号 —————
議	長	議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番について、5番農業委員の報告を求めます。
5 番 農 業 委 員		議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る4月23日、申請人の MMさんの立会いのもと、11番推進委員、14番推進委員、5番農業委員の3名で共同調査をしましたので、私5番が報告いたします。 申請人は、伊佐市菱刈徳辺にお住いの MMさんで年齢は75歳です。 申請地は、伊佐市菱刈前目字巣直し4168番3ほか2筆で、地目は田が1筆と畑が2筆、地積は3筆合計で2,161㎡です。農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は山林で杉、クヌギを植栽することとであります。すでに、今年2月に植林を終えており始末書が提出されております。申請に至った理由は、申請人が病弱で高齢であること、後継者がいないこと、地形的に管理に負担がかかることからやむを得ず植林することになったとのことであります。 所在地は、特別養護老人ホーム千鳥園から東へ約500mに位置しており、申請地の田は、東側は市道、西側は河川、南側は山林、北側は不耕作地となっており周囲に与える影響はないかと思われます。また、畑については市道の脇にあり、小面積で周囲に与える影響はないかと思われます。

		添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、始末書等が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定について、申請件数1件について1件が処分決定いたしました。 ————— 議案第5号 —————
議	長	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について11番農業委員の報告を求めます。
1 1 番 農 業 委 員		議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る4月23日、申請人の代理人である T行政書士の立会いのもと、4番農業委員、3番推進委員、11番農業委員の3名で共同調査をしましたので、私11番が報告いたします。 譲受人は、伊佐市大口大田にお住いの NSさんで年齢は29歳です。 譲渡人は、伊佐市大口大田にお住いの NKさんで年齢は56歳です。二人は親子になります。 本申請は、使用貸借権で農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は一般住宅であります。 申請地は、伊佐市大口大田字川島2332番205で、地目は田、地積は504㎡です。 所在地は、大口高等学校から北西へ約1kmに位置しており、南側は宅地、東側は田、北側も田、西側は転用地であり周囲に与える影響はないかと思

		われます。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、土地改良区の意見書等が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。整理番号2番について、4番農業委員の報告を求めます。
4 農 業 委 員	番	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る4月23日、申請人の代理人である T行政書士の立会いのもと、11番農業委員、3番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をしましたので、4番が報告いたします。 譲受人は、京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町に所在のある K株式会社で一般法人です。 譲渡人は、伊佐市菱刈田中 1322 番地 10 にお住いの MYさんで年齢は74歳です。 本申請は、地上権設定による転用で農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は太陽光発電施設であります。 申請地は、伊佐市大口篠原字土取 907 番で、地目は畑、地積は 850 m²です。 所在地は、大口中央中学校から北へ約 300mに位置しており、南側は宅地、東側は畑、北側は宅地、西側は国道となっており周囲に与える影響はないかと思われます。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

		調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号2番は、処分決定いたしました。整理番号3番について、4番農業委員の報告を求めます。
4 農 業 委 員	番	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る4月23日、申請人の代理人である T行政書士の立会いのもと、11番農業委員、3番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をしましたので、私4番が報告いたします。 譲受人は、京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町に所在のある K株式会社で一般法人です。 譲渡人は、東京都調布市染地にお住いの HTさんで市外住民です。 本申請は、地上権設定による転用で農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は太陽光発電施設であります。 申請地は、伊佐市大口田代字船ヶ迫920番1で、地目は畑、地積は793㎡です。 所在地は、辺母木公民館からから東へ約50mに位置しており、東側は市道、南側は市道、西側は雑種地、北側は畑となっており周囲に与える影響はないかと思われます。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号3番は、処分決定いたしました。整理番号4番について、5番農業委員の報告を求めます。
5 農 業 委 員	番	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号4番について、去る4月23日、申請人の代理人であるNSさんの立会いのもと、11番推進委員、14番推進委員、私5番農業委員の3名で共同調査をしましたので、5番が報告いたします。 譲受人は、伊佐市菱刈前目にお住いのNTさんで年齢は29歳です。 譲渡人は、鹿児島市花野光ヶ丘にお住いのNSさんで市外住民です。 本申請は、所有権移転売買で農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は資材置場であります。 申請地は、伊佐市菱刈下手字上之村3413番で、地目は畑、地積は767㎡です。 所在地は、まごし館から北西へ約1.5kmに位置しており、南側と東側は山林、北側と西側は宅地になっており周囲に与える影響はないかと思われます。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。
		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

		(全員挙手)
議 長		賛成多数。よって整理番号4番は、処分決定いたしました。整理番号5番について、5番農業委員の報告を求めます。
5 番 農 業 委 員		議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号5番について、去る4月23日、申請人の代理人である NSさんの立会いのもと、11番推進委員、14番推進委員、私5番農業委員の3名で共同調査をしましたので、5番が報告いたします。 譲受人は、伊佐市大口宮人に所在のある I 有限会社で一般法人です。譲渡人は、鹿児島市花野光ヶ丘にお住いの NSさんで市外住民です。 本申請は、所有権移転売買で農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は山林で杉165本を植林する予定であります。 申請地は、伊佐市菱刈下手字風呂之元 3326番1で、地目は田、地積は929㎡です。 所在地は、まごし館から北西へ約1.5kmに位置しており、南側は田、東側、北側、西側は山林になっており周囲に与える影響はないかと思われます。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。
議 長		報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長		なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号5番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長		賛成多数。よって整理番号5番は、処分決定いたしました。整理番号6番について、6番農業委員の報告を求めます。
6 番 農 業 委 員		議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号6番について、去る4月23日、申請人と、申請人

		の代理人である M行政書士の立会いのもと、4 番推進委員、5 番推進委員、私 6 番農業委員の 3 名で共同調査をしましたので、6 番が報告いたします。 譲受人は、伊佐市大口里に所在のある 株式会社Hで一般法人です。 譲渡人は、伊佐市大口里にお住いの SHさんで年齢は 80 歳です。 本申請は、所有権移転売買で農地区分は第 3 種農地で準工業地域となっており、転用目的は駐車場及び旋回スペースであります。 申請地は、伊佐市大口里字廣岡ノ下 861 番 7 で、地目は畑、地積は 694 m²です。 所在地は、伊佐市役所大口庁舎から西へ約 400mに位置しており、東西南北全て宅地に囲まれており周囲に与える影響はないかと思われます。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。 調査の結果、この申請については 3 名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 6 番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号 6 番は、処分決定いたしました。整理番号 7 番について、7 番農業委員の報告を求めます。
7 番 農 業 委 員		議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号 7 番について、去る 4 月 23 日、申請人の代理人である A行政書士の立会いのもと、6 番推進委員、15 番推進委員、私 7 番農業委員の 3 名で共同調査をしましたので、私 7 番が報告いたします。 譲受人は、霧島市国分敷に所在のある K株式会社で一般法人です。 譲渡人は、南九州市川辺町下山田に所在のある K有限会社で一般法人です。 議案第 3 号「農地転用事業計画変更申請」で説明があったように平成 7

年6月28日付けでK有限会社が5条許可を受け、駐車場、資材置き場として使用しておりましたが、地目変更を行っておらず今回の申請に至ったとのことです。

本申請は、所有権移転売買で農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は駐車場であります。

申請地は、伊佐市菱刈川北字中牟田4053番ほか1筆で、地目は全て田、地積は2筆合計で1,485㎡です。

所在地は、菱刈中学校から南へ約500mに位置しており、北側は田、西側は宅地、南側は市道、東側は田となっており周囲に与える影響はないかと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号7番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号7番は、処分決定いたしました。議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数7件について、7件が処分決定いたしました。

————— 議案第6号 —————

議長 議案第6号「非農地証明願」について提案いたします。整理番号1番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第6号「非農地証明願」についてのうち整理番号1番について、去る4月23日に、事務局の立会いのもと、10番推進委員、私2番農業委員の2名で共同調査をしましたので、2番が報告します。

		申請人は、大阪府大阪市住之江区粉浜にお住いの YMさんで、外1名は兵庫県在住の YEさんです。 申請地は、伊佐市菱刈荒田字貫瀬戸 1977 番 21 で、地目は田、地積は 31 m²です。 申請地の所在地は、本城小学校から西へ約 2.5 kmに位置しており周囲の状況は、南側は原野、東側は田、北側は原野、西側は田であります。 非農地になった時期及び理由としては、20 年ほど前、年月日不詳ではありますが、小面積で不整形の土地であり耕作に向いていない土地であり、申請地は田の畦畔部分にあたり管理はしてありましたが、農地としての機能は無く現在に至っているとのこと。 調査の結果、既に農地性は喪失しており農地への復旧は困難であると2名の調査員とも判断しました。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されています。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして私の報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。整理番号2番について、10番農業委員の報告を求めます。
10番農業委員		議案第6号「非農地証明願」についてのうち整理番号2番について、去る4月23日に、申請人の代理人である M行政書士の立会いのもと、8番推進委員、9番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査をしましたので、10番が報告します。 申請人は、大阪府豊中市南桜塚にお住いの HMさんです。 申請地は、伊佐市大口下殿字吹田 662 番 6 で、地目は畑、地積は 467 m²です。 申請地の所在地は、羽月小学校から南へ約 200mに位置しており周囲の状況は、南側は宅地、西側は転用地、東側は市道、北側は原野であります。 非農地になった時期及び理由としては、平成30年に申請人が相続したが、その時点ですでに20年以上耕作しておらず、また遠方に住んでいる

		ため、今後も耕作する予定もなく現在に至っているとのこと。 調査の結果、既に農地性は喪失しており農地への復旧は困難であると3名の調査員とも判断しました。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されています。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして私の報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号2番は、非農地証明が決定いたしました。整理番号3番について、2番農業委員の報告を求めます。
2 番 農 業 委 員		議案第6号「非農地証明願」についてのうち整理番号3番について、去る4月23日に、事務局の立会いのもと、10番推進委員、私2番農業委員の2名で共同調査をしましたので、2番が報告します。 申請人は、大阪府吹田市千里山東にお住いの U J さんです。 申請地は、伊佐市菱刈前目字後迫 4785 番 2 で、地目は田、地積は 450 m²です。 申請地の所在地は、伊佐市役所菱刈庁舎から北西へ約 3 km に位置しており周囲の状況は、南側は非農地、東側は山林、北側も山林、西側も山林であります。 非農地になった時期及び理由としては、圃場整備の未整備地区であり山際のため耕作しづらく 20 年来耕作できず現在に至っているとのこと。 調査の結果、既に農地性は喪失しており農地への復旧は困難であると2名の調査員とも判断しました。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されています。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして私の報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号3番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号3番は、非農地証明が決定いたしました。整理番号4番について、1番農業委員の報告を求めます。

1番農業委員 議案第6号「非農地証明願」についてのうち整理番号4番について、去る4月23日に、申請人の代理人である T行政書士の立会いのもと、1番推進委員、2番推進委員、私1番農業委員の3名で共同調査をしましたので、1番が報告します。

申請人は、滋賀県甲賀市水口町東名坂にお住いの HSさんです。

申請地は、大口青木字西原木場 3027 番 39 で、地目は畑、地積は 198 m²です。

申請地の所在地は、大口温泉リハビリテーション病院から南へ約 400 mに位置しており周囲の状況は、東側は市道、西側は畑、北側と南側は宅地であります。

非農地になった時期及び理由としては、昭和60年に物置を建て、その敷地として使用しており現在に至っているとのこと。

調査の結果、既に農地性は喪失しており農地への復旧は困難であると3名の調査員とも判断しました。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されています。委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたしまして私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号4番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号4番は、非農地証明が決定いたしました。議案第6号「非農地証明願」については、4件申請のうち4件の非農地証明が決定いたしました。

議 長	その他、事務局お願いします。
事 務 局	総会資料の最終ページをご覧ください。4月の月例報告を致します。10日（水）4月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催され案件なしのため欠席しております。23日（火）現地調査を一斉に行いました。本日30日（月）第1回農業委員会総会です。5月の行事予定ですが、10日（金）5月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催予定、22日（水）が現地調査予定。27日（月）が令和6年度第2回農業委員会総会です。29日から30日、全国農業委員会会長大会が東京都で開催され会長・事務局長が出席予定です。月例報告は以上です。
議 長	その他、皆様から何かございませんか。
1 0 番 農 業 委 員	基盤法が来年3月までとありましたが、今、契約した場合はどうなっていくですか。
事 務 局	来年の3月までに例えば10年で契約した場合は、10年後にバンク法に切り替えることになります。
議 長	他にありませんか。
	（「なし」という声、あり。）
事 務 局 長	以上で、令和6年度 第1回農業委員会総会を終了します。 姿勢を正してください。 一同礼。おつかれ様でした。 【終了時間 午前10時18分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 5 番

伊佐市農業委員 6 番